

令和7年3月21日

岐阜県高山市「宿泊税」の新設

岐阜県高山市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される高山市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	岐阜県高山市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現に資する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 1万円未満 …100円 (2) 1万円以上3万円未満 …200円 (3) 3万円以上 …300円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約4億円
課税免除等	・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・修学旅行等の参加者（引率者及び介助者も含む）
徴税費用見込額	(平年度) 約26百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和6年12月20日 高山市議会にて条例案可決
- ・令和6年12月27日 総務大臣協議
- ・令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・令和7年10月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。